

松本市告示第120号

松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

松本市長 臥雲 義尚

松本市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の人材確保を図り、もって市内の中小企業の事業所に勤務し奨学金を返還する若者の移住・定住に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金その他市長が認めるものをいう。
- (3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業のうち、市内に本社又は本店を有するものをいう。
- (4) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間の定めのない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する通常の労働者をいう。）と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。
 - エ 被用者年金及び健康保険に加入していること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日以降、市内に本社・本店を有する中小企業に正規雇用されていること。
- (2) 大学等在学中に奨学金の貸与を受けた者で、自ら奨学金を返還していること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の末日において、年齢が35歳未満の者であること。
- (4) 補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、市内に住所を

有する者で、5年以上定住する意思があること。

(5) 市税の滞納がないこと。

(6) 奨学金返還に関する他の補助金を受けていないこと。

(7) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間において、交付対象者が奨学金を返還した額	補助対象経費の3分の2以内。ただし、15万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付対象者が中小企業に就職した日の属する月又は奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い月から起算して5年間（60か月）を上限に、当該奨学金の返還が完了するまでの間とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1月1日から2月末日までの間に松本市奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 納税証明書

(3) 在職証明書（様式第2号）

(4) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し

(5) 誓約書（様式第3号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前条に規定する補助対象期間内に、第3条第1号に規定する要件を満たさなくなったことにより、補助金の交付を受けることができなくなった者が、新たに同条各号の要件を満たし、交付対象者となった場合は、当該補助対象期間の上限から、既に交付を受けた補助金の交付期間を除く残期間について、再度、補助金の交付を申請することができる。

（交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定及び補助金額の確定をし、松本市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(調査等)

第8条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は補助金額の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度を申請年度とし、補助金の交付を受けようとするときは、第4条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同年12月31日までの間に返還した奨学金を補助対象経費とする。